

## 社会福祉法人あんずの会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あんずの会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 役員等が理事会並びに評議員会に出席したときは、日額3,000円を支払うことができる。なお、役員が同日に併せて理事会と評議員会に出席した場合、及び法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会または評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額15,000円の報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会または評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額10,000円の報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会は日額10,000円の報酬を支払うことができる。また運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、日額18,000円の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により旅費を支給することができる。

2 出張時の業務報酬は1日4時間以内5,000円、4時間以上10,000円を支給することができる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、評議員会の承認の日(平成29年6月10日)から適用する。